

平成29年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成29年3月 7日

閉 会 平成29年3月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月7日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
---------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 小 鹿 重 一 君

2 番 久 慈 省 悟 君

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 施政方針・行政報告

第 5 報告第 1号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）の専決処分について

第 6 報告第 2号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

第 7 報告第 3号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

第 8 議案の上程

議案第 1号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

議案第 2号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議案第 3号 蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 4号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 6号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 7号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例案

議案第 8号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第 9号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

- 議案第10号 蓬田村防災会議条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第12号 青森県広域事務組合同規約の変更について
- 議案第13号 第3次蓬田村総合計画策定の件
- 議案第14号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）案
- 議案第15号 平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第16号 平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第17号 平成29年度蓬田村一般会計予算案
- 議案第18号 平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 議案第19号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 議案第20号 平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 議案第21号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 議案第22号 平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 議案第23号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第24号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第25号 蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第26号 蓬田村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第9 議案第1号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第2号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第3号 蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第4号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第6号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第7号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例案

- 第 1 6 議案第 8 号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第 1 7 議案第 9 号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 1 8 議案第 1 0 号 蓬田村防災会議条例の一部を改正する条例案
- 第 1 9 議案第 1 1 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 2 0 議案第 1 2 号 青森県広域事務組合同規約の変更について
- 第 2 1 議案第 1 3 号 第 3 次蓬田村総合計画策定の件
- 第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度蓬田村一般会計予算案
- 第 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第 2 4 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 第 2 8 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

午前9時45分 開会

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成29年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤田修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番小鹿重一君、2番久慈省悟君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤田修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月10日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月10日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤田修一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月3日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、要望書、本県における学習状況調査の結果公表のあり方に関する意見書は、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針・行政報告

○議長（藤田修一君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成29年度の施政方針を述べたいと存じます。平素、議員各位を初め、村民の皆様には、村政全般にわたり特段のご協力とご理解を賜っておりますことに、深く感謝と敬意を表する次第でございます。

本日、平成29年蓬田村議会第1回定例会において、平成29年度予算並びに関連諸議案をご審議いただくに当たり、新年度の施政方針を申し上げ、皆様のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

平成25年11月に就任して以来、最重要課題の解決に全力を尽くしてまいりました。具体的に申し上げますと、残渣処理、堆肥化施設の建設、光ファイバー網の構築、戸籍事務の電算化、街灯のLED化、集落内道路の整備や公園整備などがございます。また、農林漁業の振興・発展が本村の最重要課題であり、これらにも果敢に挑戦をしてまいりました。

しかし、事業の推進に当たって、チェック機能が果たせなかったことにより、調査特別委員会が設置され、村民の皆様にご心配をおかけしておりますことは、私の管理監督責任が行き届かなかった点にあり、皆様に心から陳謝を申し上げます。

さて、最近の社会経済情勢は、3本の矢やゼロ金利政策、これらを柱とするアベノミクスにより、強い経済を取り戻すために景気浮揚を図っておりますが、我々の地方においては大きな効果がまだ実感できないというふうに思われます。

2020年の東京オリンピックまで日本の景気は上昇する、そういう見通しがございますけれども、それに乗れるかどうか期待しているところでございます。

また、これと並び国政の最重要課題に位置づけられております地方創生事業が平成25年度からスタートし、本格的に実施されて3年目が過ぎようとしております。

人口減少克服と地方創生の取り組みとして、政府は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さらにこの指針に基づき、本村においては、平成28年3月に「蓬田村人口ビジョン」と「蓬田村総合戦略」を策定したところであります。現在、本格的に事業展開を行っております。

この蓬田村総合戦略は、総合計画を補強するものであり、およそ40の事業計画を計上

しております。さらに、平成28年度は蓬田村総合計画の基本計画の改定時期となっており、本定例会に第3次蓬田村総合計画を提案させていただきました。

今後は、この第3次蓬田村総合計画と蓬田村総合戦略の整合性を保ちながら目標を達成するように、強力に事業を推進してまいり所存であります。

さて、行政課題は絶えず発生し、とどまることを知りません。この課題を1つずつ着実に解決し、村民所得を向上させ、総合計画が掲げる将来像、豊かな自然と共生する活力のみなぎる村を実現するよう努力してまいります。

次に、平成29年度の基本的な方針と施策の重点項目について述べさせていただきます。

まず、産業振興方策についてでございます。

農業振興関連事業として、本村の農業の中心は稲作でございますけれども、最近では米の価格低迷により収益性は低下しております。農家は機械や農業用施設などに既に投資しておりまして、水田をそれ以外の目的に活用する経営転換が簡単にできるということは思っておりません。したがって、当面は、現在の転作奨励金制度を活用し、転作物の作付奨励と水田フル活用ビジョン、すなわち飼料米等の作付を推進して、農家所得を確保していかなければならないと考えております。このため、老朽ため池改修事業や農業用施設整備事業など、土地改良事業を展開する必要があります。

また、平成30年の農業政策の転換を考慮して、タマネギ、トマト、その他新作目の開拓や、寒冷地野菜の作付面積拡大などを目指し、農家所得の向上と生産意欲を高めるよう努力してまいります。

さらには、ホタテ養殖残渣による堆肥が、本村農業にどのような貢献ができるのかを、大学等の研究機関と連携して実証実験を現在行っております。その成果を最大限に生かして農家の所得の向上につなげてまいりたいと存じております。さらには、これとともに加工を中心とした6次産業化を推進して、村の特産品開発に力を注ぐ所存であります。

漁業振興関連事業につきましては、平成28年産ホタテの出荷額は、昨年続き好調でありました。これは国内の他の産地の不漁によるもので、いつまでも続くものではありません。漁業者の安全な操業や作業の効率化、労働力の軽減のため、漁港改修や施設整備の検討をしながら、漁業後継者づくりを支援してまいります。

ホタテ養殖事業は、自然界の養殖事業でありますので、いつへい死問題等の被害が出るかは予想できないことから、引き続き所得補償のため、共済事業への加入を支援してまいります。

次に、観光施設整備と観光産業の振興についてでございます。平成28年3月26日、北海道新幹線が開業いたしました。隣接町村を含め各地で観光施設の整備や観光ルートの整備が進められております。最近の情報では、県内を訪れた外国人旅行者は14万5,000人と報じられております。しかし、本村においては、この恩恵を受けているようには感じておりません。しかし、今後のことを考慮すると、外国人観光客受け入れのための特産品づくりや観光関連施設の整備をする必要があります。

民間資本による観光施設が少ない現在、今ある公共施設の活用が急がれる状況にあります。これまでもこのような流れから立ちおくれぬよう、物産館、よもぎ温泉の改修を行ってまいりましたが、本年度はよもぎ温泉の大規模改修を計画しております。具体的に申し上げます、施設の外壁及び屋根の改修、並びに浴室等の内部改修を行い、利用者の安全と快適性を図るものであります。

そのほか昨年同様、玉松台周辺、玉松海岸を基点として観光施設の整備計画づくりを進め、産業振興と歩調を合わせ、地元の資源を活用した特産品づくり、情報通信を活用した販路拡大のための拠点づくりを推進する所存でございます。

次に、住民生活関連事業の充実について申し上げます。

1番目は、公営住宅建設事業と空き家対策についてでございます。公営住宅建設事業は、今年度は1棟3戸を建設する計画であります。今年度の工事完成により、当初計画の50戸が完成することとなります。今後は、次期対策として村民定住化対策や、新しく村内に移住する方々のための住宅政策を展開しなければならないと考えております。

また、これと並行して、空き家対策につきましては、現在、平成28年度末で計画を策定するために作業を進めております。この中では、現状を踏まえて特定空き家対策や空き家の利活用対策等について検討を進めているところでございます。

次に、農村公園の遊具設備について申し上げます。子育て支援対策の一環として昨年度から、コミュニティ醸成とともに子供の憩いの場の提供を目的に、農村公園の維持管理事業並びに遊具整備を進めております。今年度においても各自治会と協議しながら、遊具を設置してまいります。

3番目として、地域包括ケアシステム構築に向けた施策の展開を申し上げます。

まず、1番目に、医療・介護制度の改正に向けた対応でございます。2025年、平成37年、これから8年後でございますけれども、この時代にはいわゆる団塊の世代と言われる現在67歳以上の方々が75歳以上となり、超高齢化社会を迎えると言われております。

この時期になるまでに、医療給付費や介護給付費の増加が予想され、社会保障費全体が増加し、保険料に反映されることが考えられます。このため、医療保険や介護保険制度の維持がかなり難しくなるものと予想されています。この問題を乗り切るために、地域包括ケアシステムの構築が必要とされております。この制度では、医療、保健、介護、そして福祉をこれまでのように個々の制度で対応することなく、一体的に把握して経費の節減を図り、効率的な施策の展開により、村民が健康で安心して楽しい生活を送れるような制度を構築するというものであります。

本村では現在、介護保険制度の変更にあわせて、介護事業を中心に事業展開し、平成30年度以降の早い時期にこれらを統合してまいりたいと考えております。また、現在の国民健康保険制度は、市町村が保険者となっておりますが、平成30年度からは青森県が保険者となるように作業が進められております。これに伴い、各市町村が青森県に拠出する負担金をどのように調達するべきかが問題とされております。本村のように財源の不足している市町村は現在、法定外繰入金で処理しておりますが、国保税率の見直しが避けて通れない問題となっております。これにつきましては、今後国保運営協議会に諮り、議会にも協議してまいりたいと考えております。

2番目として、健康寿命を延ばす政策でございます。青森県の平均寿命は全国最下位であります。本村はさらに県下の中間よりも下位となっております。何としても健康で長生きできる生活を達成していかなければなりません。特に、働き盛りの40歳から50歳代の方々の健康意識を高めなければ改善できないものと思います。家庭を支えるこの世代の皆さんに倒れられると、家族にとって大きな痛手であるばかりでなく、社会的にも大きな損失を受けることとなります。本村では、昨年度から保健師体制を充実いたしました。本年度は各種検診率の向上を目指し、村民の健康を守るべく努力してまいります。

また、平成28年度におきましても、積極的に健康づくりを推進してまいりましたが、今後とも介護予防事業を展開しながら、これらを進めてまいりたいと存じております。

次に、教育に関してでございます。

安全な教育施設の整備ということでございます。小学校、中学校の教育施設は、非常時には避難場所として使用され、また普段でも児童生徒が安心して勉学に、そして部活動にいそしむ重要な施設であります。昨年度以来、耐震補強工事が必要とされて調査してまいりましたが、今年度は補助を受けながら耐震補強工事を実施いたします。

また、ふるさと総合センターは、建築以来28年が過ぎ、屋根や外壁が経年により老朽化して雨漏り等が発生しております。施設の長寿命化を図るべく、早期に維持補修工事を行うこととして予算計上しております。

これらのほかに各科目にわたり重要施策を予算計上しておりますが、これらの内容につきましても、それぞれ予算の審議においてご説明申し上げますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

村政運営の基本は、健全なる財政と効率的な運営にあります。この基本を守りながら、さらには行財政改革を進め、村民憲章にある、明るく豊かで住みよい村づくりに邁進してまいります。

最後となりましたが、蓬田村の発展・振興は行政のみでなし得るものではなく、村民の皆様、そして村議会議員の皆様と連携・協働が必要であります。どうか、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成29年度の施政方針といたします。

次に、行政報告をいたします。

平成28年12月定例会後の主なる行事及び会議等の行政活動についてご報告申し上げます。

12月9日金曜日でございますが、高規格道路建設及び道路整備促進県大会が青森市で開催され、これに出席をいたしました。

12月12日、青森県知事保健医療現地懇談会、青森県知事が本村に参りまして、保健師と健康づくりの担当者と懇談会を開きました。ふるさと総合センターで開催しております。

1月13日金曜日、地方創生市町村トップセミナーが東京都内であり、地方創生大臣が講師として講義を行いました。

1月27日金曜日、J A 青森トマト部会東津軽支部総会が外ヶ浜町で開催され、これに出席をいたしました。

1月31日、青森地域広域事務組合議会が消防本部であり、出席をいたしました。

2月5日、蓬田村出初め式を挙行いたしました。

2月9日、日本赤十字社増資・社資増資運動会議がふるさと総合センターであり、これに出席をしております。

2月10日金曜日、青森県町村会エネルギー政策研修会が青森市であり、これに出席をいたしました。

2月13日月曜日、蓬田村農業委員会委員の選考委員会が開催され、委嘱状を交付いたしました。

2月14日火曜日、国民健康保険市町村連絡会議が青森市で開催され、これに出席をいたしました。

2月の19日日曜日、蓬田村ふれあい芸能発表会がふるさと総合センターであり、出席をいたしました。

2月の20日、蓬田村農業再生協議会臨時総会がふるさと総合センターで開催され、平成29年産米の配分をいたしたところでございます。

2月の23日木曜日、蓬田村表彰式、教育委員会表彰式をふるさと総合センターで挙行いたしました。

2月の24日、青森県町村会定期総会が青森市で開催され、出席をいたしました。

2月の27日月曜日ですが、青森県国民健康保険団体連合会通常総会が青森市で開かれ、出席をしております。

2月の28日火曜日でございますが、弘前大学と共同研究しておりますタマネギ栽培に関する調査研究発表会がふるさと総合センターで開催され、これに出席をいたしました。

3月3日金曜日、東北電力から防犯灯が寄贈され、これを受領をいたしました。

以上のとおり、主なるものについてご報告を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（藤田修一君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

日程第5 報告第1号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第5、報告第1号平成28年度蓬田村一般会計補正予算の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第1号、平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開きいただきます。

平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）

平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億722万円とする。

歳出であります。6ページをお開きいただきます。

8款土木費、道路橋りょう費のうち、13節委託料から22の補償補填及び賠償金までの金額であります。予算の組み替えを行ってございます。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これより報告第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第1号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第2号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第6、報告第2号平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第2号、平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開きいただきます。

平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）

平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億742万円とする。

5ページをお開きいただきます。

歳入であります。14款県支出金であります。移住者受入地域協議会活動支援事業費補助金として10万円、これが入っております。

次に、歳出であります。6ページをお開きいただきます。

企画費であります。ふるさと振興促進事業費補助金、これは定住促進協議会の活動費として20万円を補助金として支出しております。これについては、2月の1日、協議会を設立いたしました。現在会員9名で活動しているところであります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 今の9名の方で活動しているという説明ありましたが、この9名というのは、村内の人なのか、これは移住者ですから村外の人なのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 村内の方です。

○議長（藤田修一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第2号は承認することに決定されました。

日程第7 報告第3号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第7、報告第3号平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第3号、平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開きいただきます。

平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）

平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,842万円とする。

次に、歳出であります。6ページをお開きいただきます。

2款総務費、総務管理費、8企画費であります。アグリビジネス事業等助成金といたしまして、アシスト株式会社のほうに1,000万円を助成してございます。

次に、その下、4衛生費、保健衛生費であります。ふれあいセンター費で修繕料といたしまして100万円を計上してございました。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今回の専決処分については、アシスト株式会社が最初に銀行から800万円を借り入れして、ふれあいセンターの指定管理委託料が交付されるのを待って返済した時点で資金が回らなくなるのは、誰が見てもはっきりしていたことです。最初から時期を見計らって専決処分での処理をすることを決めていたと言わざるを得ません。また、専決処分した金額は800万円ではなく1,000万円です。資金繰りがさらに悪化したということです。

したがって、専決処分は議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときという緊急性を要する場合には当たらないと判断します。このことについては、他の議員が一般質問の通告をしておりますので、答弁は要りません。私の意見としておきます。

次に、よもぎたブランドトマト匠の会と蓬田アシスト株式会社の連名で、平成29年度の三姉妹トマト苗予約注文についてという予約注文書が発出されています。この中に苗

代金は3分の1が助成されます。29年はアシスト株式会社単独助成を予定しておりますとあります。このことは、社長である村長が決裁なり了承をされたのか。また、温泉経営やマルシェの経営がとまってしまうと言って専決処分をしておきながら、助成の資金はどこから出すのですか。会社にお金が入ってしまえば、会社のことなので議会は関係ないということなのか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私もちよっと記憶にないのですが、助成をどうするかというので相談は受けました。それは1月の中ぐらいだったと私は思っています。でも、アシストの内部では、アグリビジネス事業は休むということでしたので、助成については検討しましょうということで、私自身考えていたように今思い出しています。アシスト株式会社が多分助成についてしますということで来たのを、私が判こをついたのかもしれません。ちよっとその文書を見ないと私も確答できないのですが、ただ、苗の助成については3分の1、額的にはそんなに大きくない、10万円以下だろうという話を私は聞いたのですけれども、それは続けるようにしましょうということで話をした記憶はございます。ちよっと決裁したかどうかについては、私も定かではありません。申しわけないのですが。ただ、苗の助成をしながら、トマトの助成は、トマトのその栽培は続けるようにしましょうということは話をいたしました。それについて担当の者が多分回覧板をつくって回したのだろうと。私はちよっとこの回覧板については、私は見ていませんので、まことに申しわけありませんけれども、そういう答弁にさせていただきます。

○議長（藤田修一君） 1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 文書は私、ここに持っていますから、要するに助成額が多いとか、少ないということは関係ないんですよ。要するに常識の問題だと言っているのです。私は苗代金の助成は2分の1でもいいと思っているんですよ。行政の事業として取り組みたいのであれば、自然と本予算なり補正予算に計上して議会に諮ったらどうですか。栽培指導は農協でもちゃんとやりますよ。私はそういうことを指摘したいと思いますが、村長はどう考えますか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私も全くそのとおりだと思っています。予算編成の時期ですので、12月の中ぐらいだったと私は記憶していますけれども、せつかくそういうトマト事業を始めて、評価を、一定の評価を得たということから、それを今アシストがやめたからト

マト事業を全部やめてしまうのだということではなくて、村でもやはりトマトのその栽培、生産収量の確保、そういったものを考えれば、これは行政としてもやらなきゃいけない事業だというふうには一応財政当局とお話をしましたけれども、今回その措置については見送っております。

行政、蓬田村という立場で産業振興という形で考えますと、やはり私は苗木の補助をもらえば出すべきだろうというふうに思っています。今後これを検討させていただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今村長から答弁をいただきましたけれども、このように曖昧な、我々にすれば非常に納得のいかないようなことをやっているわけですので、私は今回の専決処分については反対です。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかにありませんか。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この専決処分の補助金の理由、一体何なのか。それから、なぜ臨時議会を開かなかったのか。今小鹿重一議員も質問して、一般質問でも取り上げているので答弁は要らないと気を使っているようですけれども、この専決について何も質問もしない、回答も求めないでスルーするということはできない。そこで、一般質問は一般質問として、この今言った質問についての答弁をまず最初にお伺いをいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 補助金の理由ということで、まず1点目おっしゃいました。やはりアグリビジネス事業を展開した結果、これは原因等については一般質問の中で申し上げたいと思いますが、1,000万円の赤字をしょってしまったと。それが足かせとなかなか資金が、実は28年度で少しでも回復させようという努力はしたのですが、なかなかその部分が回復してこない。やはりそれがアシストのその本体の指定管理委託料にまで影響しているということになれば、村が進めた事業、いわゆる地方創生事業として村が採択をして、それをアシストにやらせたわけでございますけれども、やはりその最高責任者である村長がこれを処理しなければ、アシスト本体が壊れて雇用を守れない、あるいは事業が継続できない、こういったことを考えました。

それと関連しますが、臨時議会をなぜ開かなかったのかという理由であります。実際にはわかったのが1月の24日であります。1月の24日の日に、そういったものが、もろもろが出されました。それと同時に、温泉のその燃料費がかなり高騰していると、相当

使っているというのが判明して、その原因は何ということで業者を入れて調査をさせたわけです。それが、調査をさせて2月1日の日にその見積書が、見積もりの月日は2月1日でございますけれども、2月の2日の日にその見積書が来ました。その分について、もちろん施設の管理は蓬田村でございますので、その蓬田村の担当課と、これについてどういうふうに対処するのかということで話し合いをしました。

ところが、その見積書の中には、調査をして1カ所だけだろうと、そうであろうということなのですが、それが拡大しているかどうかは別途予算が必要ですということで、見積書をいただきました。いや、それでは掘ってしまってから、今度それをなげしておくという事はできないということで、最悪どのぐらいの予算がかかるのかということで、再度見積もりをするように、あるいは調査をするようにということで、これを指示したところであります。それが2日の日、ただ、そうやっていますと、2月10日にアシストのほうで資金繰りが悪化して、賃金未払いが生じてしまうということから、これはもう待っていたのではとても間に合わないということで、じゃあどうするかということで3日の日、協議をしたところであります。もうその時点では、まだ予算編成ができない状態ということで、4日の日にどのぐらいかかるかということで、概算の、温泉の修理について概算のものを出させていただきました。その概算のものについて、見積もりは2月17日の見積もりですけれども、現場とかそういう形で聞いたところでは、100万円もあれば間に合うだろうということで、100万円をやるということにしたものです。

したがって、10日の日に資金繰りが悪化するということでわかっていましたので、それに合わせるためにはどうしても専決したほうが良いという形で、私どもはやったわけです。特に他意があつてわざとやったということではありませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 今、1つに雇用を守れないという答弁がありましたね。ですから、アグリビジネス事業で、今小鹿議員も言いましたけれども、800万円の借入れをしていたわけですから、この事業の目的は、農家のための事業という名分がありますが、村長が今雇用を守れないと言ったわけです。雇用のためにこの事業を始めたのかという、勘ぐらざるを得ません。このことを再度答弁願いたいのと、あとは昨年も1月の18日に資金が枯渇をして社員の給料が払えないということで、専務が急遽800万円の資金を借りたわけですね。そこでお伺いしたいのは、今回の行き詰っている資金繰りというの

は、最初からわかっていることであります。それを急遽今の年が明けてからこのようにばたばたといって、最終的な専決でやるというから、議員の中にも不信感がいっぱい出ているわけです。

そこで、お聞きしたいのは、専務の態度です。専務の役割というのは何なのでしょう。専務は果たして専務らしい仕事をしているのかどうか。この資金繰りの枯渇の問題も今急になってわかるということは、もう既に専務が何も経営について把握していないということになってしまいますよ。昨年もそうだったわけですから、1年もたっても、まだこのような状態でいくというのは、私はおかしいと思います。この問題については人事の問題で恐縮でありますけれども、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この昨年の、平成28年1月の18日、資金の枯渇、私も大変激怒しました。と申しますのは、私が非常勤の社長ということで、事務の中身について余り細かくはタッチしていなかった。昨年の4月に自分自身監査をして唖然としてしまったことが思い出されるわけですが、1月18日に駆け込みで来ました。資金が払えないということで来たわけです。どうするかということで、るる検討して銀行から借りた800万円でございます。それで、その資金については、じゃあこれから営業努力をして少しでもこれを減らしていきましょうということで、経営会議の中で話をして、800万円を借りたところであります。ただ、銀行からはやはり個人としての保証をしないと、私どもも融資はできませんということから、私個人の保証ということを、渋々でありますけれども、私はつけました。決して私が私物化するとか、そういった思いでやったわけではございません。

ただ、それが年が明けてからまたばたばたという表現で、一般質問の中にもそれが出ていました。12月の19日、平成28年、昨年の12月の19日に経営会議と称して、専務並びに部長を集めて、その資金繰りなり、あるいはその今後の展開について話をしております。その時点での、あれは9月の中間決算と、それからたしか10月までのいわゆる残高試算表をもって話をしたと記憶しています。その時点では、やはりその今の温泉の油、燃料費、これらのことがまだ明らかになっておりませんでした。ただ、その時点で資金が間に合っているということを報告を受けたものですから、私自身はそれで回るものというふうにして考えておったわけです。

ところが、1月、大体20日前後に経営会議を開くということで、毎月1回開いている

わけですが、1月24日のその経営会議の席上で、いや、2月10日の支払いがどうもできなくなると。いや、原因は何ということ、その調べた結果をいただいたわけですが、1つは、一番大きいのがその油代、燃料費でございました。それで、燃料費について10、11あたりは42万円程度であったのですけれども、12月に至って94万円か95万円になったと。1月もこのままだと、そのくらいの額になると。続けていくと、1、2、3といくと、何百万にもなるということから、これはおかしいと、あなたたち、それおかしいと思わないのですかということ、調査をさせたというのが、スタートであります。じゃあ幾ら資金が足りないのかということを検討させたのでありますけれども、油代その他をいくと既に300万円以上の不足が見込まれると。

そんなわけで、見込みがつけられない、幾ら足りないか見込みがつけられないということ、でございますので、それではやはり足かせとなっているアグリビジネス事業の1,000万円の赤字を補填していただくと、村のほうで補填しますという形が一番理想的かなということで、財政当局と話を進めたというのが本当であります。まずこれが1つの流れであります。

それから、専務の役割について申し上げます。社長が非常勤であることによって、専務の権限というのは全て会社の経営に関する事、やはり人事に関する事、これらに対しては専務が担うのが、これが役割でございます。昨年の6月、株主総会があった時点で、それを検討、人事の異動を検討いたしました。その前に検討をしておりました。しかし、6月8日の日に百条委員会が始まったことによって、その前に担当しておったアグリビジネス事業担当者を解雇したものですから、その中身を知っているのは専務以外ないということが出てきました。6月の株主総会では専務の交代ということは言えませんでした。それをやると、例えばそのわからない部分を権限のない方が来て台帳等を調査して、そして我々に報告するということになると、非常に会社の運営上でない、やはり社会通念上これが難しいということから、継続せざるを得なかったというのが本音でございます。

1年たってもということ、でございますけれども、やはり調査ものが調査特別委員会のほうから、そういう調査ものが来ますと、そのときの経験者というのがいないわけで、それを調査するというのは非常に難しい。時間もかかる作業でありますので、やはり経験者として最後まで責任を持っていただくということを私は本人に伝えていますが、やはりその専務の対応につきましては、百条委員会の結果を受けて対応してまいりたい。

もちろん私の責任についても同じように考えております。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） もう1点伺いますけれども、前に百条委員会のことで私と委員長2人がアシスト株式会社の経理を見せてほしいということで、村長は社長宛てに提出したと思います。それで、2月の21日に1回目、調査に来ました。そして、温泉にあるパソコンには、平成27年度の帳簿は入っていましたけれども、担当者のお話では、何か11月前の、26年の11月でもうパンクしてしまっていて、米田税理士と調整をしながら手直しをしたという話がありました。そして、28年度の帳簿も見せてほしいということでしたので、28年度の帳簿を見ましたら、会計ソフトが昨年とは違っていました。GDLという会計ソフトでありました。中身を見せてもらったら、何も、データが1つも入っていませんでした。それで、マルシェのほうにそのデータが全てあるということで、私と久慈委員長の2人が行きました。専務も同席いたしましたが、担当の係の人がどうしても中を見せてくれません。操作をすると困ると、そういうことで調査を拒否されたわけです。その理由は、もしパソコンを操作をして間違えると、振替伝票が、年度ですから、4月から、恐らく2月分まで入っていると思いますが、それを全て、全部打ち直しをしないといけないという理由で見せてもらえなかったわけです。そこで言い争いをしてもしようもないし、私もパソコンの中とかソフトのことは全くわからないので、下手にさわってそのようなことになると大変で、私としても責任はとれないので、中を見せてもらうことはできませんでした。

再度、委員長と2人で、そのGDLというソフトの会社に行ってきました。その担当者に直接聞いたわけです。おたくの会計ソフトは、1回入力を間違ったりすれば、全部全て入力をし直さないといけないソフトなのかと言ったら、そういうことは全くないと。データをバックアップしていつでも戻せるという回答でありました。当然なわけです。どこのソフトでもそういうふうになっています。そうでなければ売れるわけがないし、ましてや青森市に支店をおくこともできない。90億円も資本金がある会社のソフトです。そんなことはないわけで、担当者が言ったことは全く違っていたわけです。

そこで、村長にお聞きしたいのは、今もう百条委員会も今の議会で閉じる予定になっていますけれども、1,000万円の、800万円の赤字が、先ほど小鹿重一さんも言いましたけれども、それがふえているわけで、平成28年度も赤字になっているということなので、私もぜひ、今年度の分がどのような状態になっているのか調べたいということだったわ

けです。村長も了解してくれたわけですが、果たしてこの議会の期間中、再度帳簿を見せてもらえるのかどうか。社長を兼ねていますので、答弁をお願いしたいわけです。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 担当者のほうから私も2回にわたって聞きました。なぜそういうふうになるのかということ聞いたわけですが、1つは担当者が申しますのは、そのソフトそのものが、私がマニュアルも全部用意しなさいということで、マニュアルも用意させていますので、それに従って説明したらいかがですかということは話をしました。それで、その中の帳票そのものが必要だということになれば、坂本委員そのものじゃなくて、議会そのものに対して全員に出すべきだということで話を進めて、これは1回目の話です。と申しますのは、1回目のときに、中間決算の資料が欲しいということでお話しになったそうでございますけれども、それを坂本委員だけに出すのはおかしいと、委員会で活動するのであるから、委員会に対して出しなさい、すなわち議会に対して出しなさいということで指示をしました。

それが1回目のときでございまして、ただ、やはりそのパソコン、例えば通常の企業が持っている財務会計のソフトをさわるということになれば、やはりそれは大変危険な行為だと私は思います。通常はやはり企業というのは、そういったその会計の中身等については、ある意味、ある日という言葉はよろしくないのですけれども、自分たちが管理しているものですから、やはりそれをさわらせるということはよろしくないだろうというふうに思っています。それをちゃんときちんと帳票を開いて説明をしたのだということになったら、いや、私はしましたという説明、私は回答を得ていました。ただ、それについては久慈省悟委員と坂本 豊委員が来て、もう一度それを見せてくれということだったので、いや、見せるのでしたら、私は幾らでも見せてあげればいけないですかということは申し上げたわけですが、ただ、それを操作する、パソコンを操作するというのは、やはり私は通常ではやはり余りいいことではないというふうに思います。例えば税理士さんのところにも同じそのソフトが入っているわけですが、税理士さんのほうに行ったとしても、それは多分不可能だと私はそう思います。

今その目的を、坂本議員のほうから言われたのが、平成28年度のなっている内容について見たかったので、その操作をしたかったという説明でございますけれども、やはりそれであれば、目的のものを言いながら、その目的に合ったその帳票を出していただくということが、私は必要なんじゃないかなと思います。会社のそういう最重要なソフト

でございますので、それを例えば会社の人間でない人が操作するというのは、私はこれはだめだというふうに思っております。

再度帳簿を見たいということであれば、必要な、例えばこういうのがないのかとか、あるいはマニュアル、すごい、400ページ以上もありますけれども、そのマニュアルに従ったここの帳票が欲しいのですということをやはり明確にして話を進めるのが私は正しいやり方だと思いますので、その辺ご理解のほどをお願いを申し上げたいと思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 済みません、4回目ですがいいですか。（「今1回だけ許します」の声あり）私はパソコン、会計ソフト、もう全くわからないので、自分で操作をするという意味じゃないです。ここを出してくださいと係の人に言って操作をしてもらっているわけです。ですから、温泉に行ったとき、平成27年度の帳簿を見せてもらったときも、八戸さんという係の人が操作をして、私はパソコンには直接触れていないわけで、ただ、その出てきたものを見ると、私も壊してしまったら責任をとれませんので、そういうことまではやらない。ところが、中身を全然見せてくれないんですよ。現金も合っていない。27年度の帳簿を見ても、全く現金が合っていないという、マルシェに行ったときもそのことを言っていました。現金が合っていないということはよろしくない。どういふことでこういうことになっているのか調べたいわけですので、ですから、今言ったように、私は操作をするわけではないので、そこを了解してもらえればなと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 現金とかそういった会計そのものについては申し上げます。会計そのものを申し上げれば、例えば現金をその日に締めるということはない、今までやっていないということでもあります。平成26年に私はきつくそれはだめだと、例えば現金で使用料で入ってきたものを他の目的にその現金を使うような、そういったことはしないでほしいと。ただ、入金票、出金票、あるいは振替伝票できちんと書けばすぐわかることだから、そうすると当然、現金出納帳も預金出納帳もそういったものに全て記載されるはずだから、それで処理してくださいということは申し上げてきたところなのです。ところが、27年度にその会計ソフトを入れていながら、そういった伝票会計を取り入れていなかった。一部マルシェの中でそれは取り上げていました。しかし、アグリ事業においても、温泉事業においても、今までどおりやっていました。それで、27年のその9

月決算、中間決算を出せと言った時点、11月の時点でございますけれども、その時点でやっていないということに対して、また私もかなり興奮して怒ったわけですが、ただ、怒っただけの問題ではありません。伝票を回していないということは、決裁行為も行っていないということになりますので、そういった点では非常に不備な会計、粗末な会計処理であったというふうに私も反省はしております。

今言いましたように、現金が合っていないというのは、そういった会計処理が全くなされていなかったことがまず一因であります。そこで、28年度からやってほしいというのは、人事異動もなかなか難しいので、やれないので、今現在いる三沢マルシェの物産館の部長に、あなた何とかサービスでということになるけれども、やってほしいという形で、現在28年度の方は全部彼に任せて処理していただいていると。じゃあ事務員にやらせたらいいんじゃないかということで私も申し上げました。ただ、事務員そのものがそういう会計処理のその能力と申しますか、簿記のそういった能力がないということで、それをやるとまた手直しがかかって2度手間、3度手間になるので、三沢部長が自分がやったほうがいいということで、現在の状態になっているわけです。

したがって、それらについて中身を見たいというのであれば、やはりその目的の帳票について、私はじゃあ全然見せるなどか、そんなことを指示していません。ただ、見に行って、そういう形であなた方が行ったときに、なぜ見せられないんだということで、また話をするのですけれども、そうするとまた見に来てもいいですとかと、そうすると私もやはり中に入る人、私が行って、実際にそれは私が行って、じゃあその帳票はどうかということで立ち会いをしなきゃ無理かなという気がします。ただ、調査特別委員会の委員に村長がついていくというのも、非常にまた私としては心苦しいところがあって、これは言い方が悪いかもしれませんが、公式の場でございますけれども、議長なり、あるいは副議長、いや、別な形の人がやはり入っていくのが正しいのではないかなというふうに思います。私はそう思っています。見せないということはありません。それは明らかにしていきます。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立3名)

- 議長（藤田修一君） 起立3名で、過半数に達しておりません。賛否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案を採決いたします。報告第3号については、議長は承認することといたします。
-

日程第8 議案の上程・提案理由の説明

- 議長（藤田修一君） 日程第8、議案の上程。今期定例会に提出されております議案26件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。

- 村長（久慈修一君） それでは、平成29年蓬田村議会第1回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案26件につきまして、その概要等をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第1号、蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案は、事務分掌の見直しに伴い、条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第2号、蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第3号、蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第4号、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を設け、介護時間を取得できる期間を分割できることとし、及び介護を行う職員が請求した場合に原則として時間外勤務をさせてはならないこととし、並びに育児を行う職員の早出遅出勤務等に係る子の範囲を拡大するため提案するものであります。

議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子に含まれる者を定め、育児休業をすることができない職員を改める等のため提案するものであります。

議案第6号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、高齢層職員の昇給制度の見直

しをすること、及び確定拠出年金法等の一部改正に伴い条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第7号、蓬田村税条例等の一部を改正する条例案は、地方税法の一部改正に伴い、条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第8号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案は、消費税率引き上げが平成31年10月まで再延期されたため、条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第9号、蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案は、道路法及び道路法施行令の改正に伴い、条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第10号、蓬田村防災会議条例の一部を改正する条例案は、災害対策基本法が改正されたことに伴い、蓬田村地域防災計画の策定に多様な主体の意見を反映できるよう、蓬田村防災会議の委員を改正するため提案するものであります。

議案第11号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更については、構成団体である八戸市階上町田代小学校・中学校が平成29年3月31日をもって解散することに伴い、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

議案第12号、青森地域広域事務組合同約の変更については、青森地域広域事務組合の共同処理する事務の変更について協議するため、提案するものであります。

議案第13号、第3次蓬田村総合計画策定の件は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第3次蓬田村総合計画基本計画（後期）の策定について提案するものであります。

議案第14号、平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税1億9,176万3,000円などを増額し、県支出金1,723万5,000円、繰入金1億590万円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費6,031万5,000円、民生費2,186万8,000円などを増額し、農林水産業費586万2,000円などを減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに7,590万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ23億9,432万8,000円となるわけでありまして。

議案第15号、平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案につつま

しては、歳入として、繰入金2,144万6,000円を増額し、国庫支出金1,544万6,000円を減額しております。

次に、歳出として、保険給付費600万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに600万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億4,879万1,000円となるわけであります。

議案第16号、平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入として、繰入金111万3,000円を増額し、保険料33万5,000円、支払基金交付金42万7,000円などを減額しております。

次に、歳出として、総務費152万4,000円を増額し、保険給付費152万4,000円を減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、予算規模は歳入歳出それぞれ5億1,029万6,000円となるわけであります。

議案第17号、平成29年度蓬田村一般会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は21億4,280万円となり、前年度当初比較では2.4%の減額となっております。

歳入の主なるものは、村税2億146万3,000円、地方交付税10億9,000万円などであります。

次に、歳出の主なるものをご説明いたします。

議会費5,261万4,000円、歳出全体に対する構成比は2.5%となっております。総務費3億2,685万円、歳出全体に対する構成比は15.3%となっております。民生費5億1,338万8,000円、歳出全体に対する構成比は24%となっております。衛生費3億3,532万5,000円、歳出全体に対する構成比は15.6%となっております。ふれあいセンター費において、ふれあいセンター改修工事費1億3,643万7,000円などを計上いたしております。農林水産業費1億8,159万4,000円、歳出全体に対する構成比は8.5%となっております。商工費2,848万4,000円、歳出全体における構成比は1.3%となっております。観光費において海水浴場トイレ改修工事1,990万5,000円などを計上しております。土木費2億665万7,000円、歳出全体における構成比は9.6%となっております。消防費1億1,109万6,000円、歳出全体における構成比は5.2%となっております。教育費2億2,352万9,000円、歳出全体における構成比は10.4%となっております。ふるさと総合センター費において屋根塗装防水改修工事費1,992万6,000円などを計上しております。公債費1億6,081万円、歳出全体における構成比は7.5%となっております。予備費244万7,000円、歳出全体における構成比は0.1%となっております。

平成29年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、ここ数年間変わらない厳しい財政状況となっており、限られた財源の中で本村行政の果たすべき役割を十分検討し、社会福祉施策、生活環境整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。

平成29年度も、引き続き全庁一丸となって各課、各種事務事業の見直し、諸経費全般の節減合理化等、経常経費については、できる限りの削減を目指しております。

そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与するべく努めてまいります。

このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただきたくお願い申し上げます。

議案第18号、平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案は、予算総額2,211万1,000円となり、前年度比較では2.9%の増額となります。

歳入では、負担金1,068万9,000円、繰入金1,141万2,000円が主なものであります。歳出では、総務費1,072万6,000円、給食費1,138万5,000円となっております。

議案第19号、平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案は、予算総額は5億4,040万円となり、前年度比較では3.2%の増額となっております。

歳入の主なるものは、国民健康保険税9,615万円、国庫支出金1億5,286万4,000円などであり、歳出の主なるものは、保険給付費2億9,356万円、共同事業拠出金1億2,760万円などとなっております。

議案第20号、平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案は、予算総額は1億228万2,000円となり、前年度比較では0.6%の増額となっております。

歳入の主なるものは、使用料及び手数料5,080万3,000円、繰入金5,146万8,000円などであり、歳出については、総務費1億228万2,000円となっております。

議案第21号、平成29年度蓬田村介護保険特別会計予算案は、予算総額は5億1,190万6,000円となり、前年度比較では5.4%の増額となっております。

歳入の主なるものは、保険料1億574万6,000円、支払基金交付金1億3,181万3,000円などであり、歳出の主なるものは、保険給付費4億5,256万9,000円、地域支援事業費3,210万4,000円などとなっております。

議案第22号、平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案は、予算総額は692万5,000円となり、前年度比較では69.7%の減額となっております。

歳入の主なるものは、財産収入642万4,000円などであり、歳出については、総務

費692万5,000円となっております。

議案第23号、平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案は、予算総額は8,308万4,000円となり、前年度比較では1.4%の減額となります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料1,498万9,000円、繰入金6,793万9,000円などであり、歳出の主なるものは後期高齢者医療広域連合納付金7,124万8,000円などであり、

議案第24号、蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、地方税法第423条第3項の規定により、同意を得るために提案するものであります。

議案第25号、蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについては、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を得るため提案するものであります。

議案第26号、蓬田村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

日程第9 議案第1号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第9、議案第1号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第1号、蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案。

蓬田村課設置条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、事務分掌の見直しに伴い、蓬田村課設置条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

内容については一番後ろをごらんいただきます。新旧対照表の部分であります、右側の総務課財政企画班の（9）男女共同参画に関する事務についてを、一番左の下であります、健康福祉課健康福祉班（26）男女共同参画に関することというふうに、健康福祉班のほうに移すということであり、

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第10、議案第2号蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第2号、蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案。

蓬田村個人情報保護条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、蓬田村個人情報保護条例の改正が必要となり提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

3行目、第2条第1号中「特定の個人が識別され、又は認識されるもの」を「当該個人情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に改めるということであります。これについては、新旧対照表、以下ありますけれども、個人情報の利用の提供の制限等、あるいは利用の停止、あるいは個人情報のファイルの作成の制限を加えてあります。個人情報が一部改正があったために提案するものであります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第3号 蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第11、議案第3号蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第3号、蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、蓬田村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正が必要となり提案するものであります。

これは一番最後のページをお開きいただきたいと思います。

第1条及び第5条であります。第1条については、個人情報の提供の制限、第5条については、特定個人情報の提供、これが制限されるというふうなことであります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 担当課長にお伺いしますけれども、この個人情報の番号というのは、今の11桁のことですか。（「12」の声あり）12、その何桁でも構いませんけれども、これによって、法律の改正に伴っての改正ですから、わかりやすく、我々一般住民とかに関してはどうの特典とか、またはそういうのが得られるのか。また、マイナス部分はないものか、ちょっとお伺いしたいと思います。わかりやすくお答えしていただければ助かります。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 先ほど言いましたとおり、個人、特定個人情報というのは、番号も含む、番号を内容に含む個人情報ですので、さっきの名前もそうですし、生年月日等も全部そうです。それを、もちろん個人情報ですので、個人しかわからないわけですが、我々地方公務員で働く職員については、例えば今の議案第3号の部分でいいますと、例えば蓬田村から例えば教育委員会のほうに照会するとか、いろいろその個人番号については、極端に言いますと、子供の部分とか、あるいは生保の部分とか、そういう情報がお互い必要な部分をやり取りする。ただ、無差別にやり取りするんじゃないくて、ちょっと制限を加えて、ちゃんと外に出ないように、秘密が漏れないようにというふうなことを基本にやっているものですので、先ほど言いましたとおり、その11桁の番号も含むデータそのものが特定個人情報という言い方になっていますので、よろしいでしょうか。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(藤田修一君) 起立多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(藤田修一君) 日程第12、議案第4号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第4号、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を設け、介護休暇を取得できる期間を分割できることとし、及び介護を行う職員が請求した場合に原則として時間外勤務をさせてはならないこととし、並びに育児を行う職員の早出遅出勤務等に係る子の範囲を拡大するため提案するものであります。

次のページ以下、大分内容が厚く書いてありますけれども、まず1条の部分と2条の部分、2つに分かれてございます。基本的に育児休暇を行う職員の仕事及び家庭との両立を一層容易に図るため、地方公務員、村の職員については、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大させ、先ほども言ったとおり、介護のための1日の勤務時間の一部につき勤務しないことをできる等の措置を講じたというふうなことであります。育児休業等の対象になる子については、職員が特別養子縁組の設立について家庭裁判所に請求したものであって、当該職員が現に監視する者全部含まれるというようなことであります。

法律の改正によって、休暇等が職員については比較的とりやすくなったというふうなことでありまして、1条については、2ページ目の1条については29年の1月1日から適用いたします。2条については29年の4月1日から施行するというふうなことであります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第13、議案第5号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。

職員の育児休業に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子に含まれる者を定め、育児休業をすることができない職員を改正するため提案するものであります。

これも先ほどの介護の休暇と同じです。育児休業の部分についても改正された部分でありまして、先ほど言いましたとおり、職員については比較的育児休業等が承認がとりやすいと、受けやすいことでもあります。

1条の部分については29年の1月1日から適用、2条の部分については同じく29年の4月1日から適用するというふうになっております。

以上でございます。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(藤田修一君) 日程第14、議案第6号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第6号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、高齢層職員の昇給制度の見直しをすること、および確定拠出年金法等の一部改正に伴い蓬田村の給与に関する条例の一部を改定する必要性が生じたため提案するものであります。

最後の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

初任給、昇格、昇給等の7の部分であります。改正後の7であります。55歳を超える職員については通常の昇給は停止というふうな内容であります。その下の21条の(2)給与から天引きされる控除については、団体生命及び簡易生命保険の保険料並びに年金の掛金ということになります。

以上であります。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例案

○議長(藤田修一君) 日程第15、議案第7号蓬田村税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(佐井邦彦君) 議案第7号、蓬田村税条例等の一部を改正する条例案。

蓬田村税条例等の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村税条例の改正が必要になり提案するものであります。

次のページをお開きください。

ここに改正条例の内容を書いているのですけれども、主な改正事項ですが、まずは住宅ローン減税の延長ということで、適用期限を平成33年12月31日までの2年半の延長ということでありまして。

次に、軽自動車税のグリーン化特例の延長ということで、平成29年度分の軽自動車税に限り税率の軽減の特例措置の適用期間を1年延長するというものであります。

次に、軽自動車税における車体課税の見直しということで、導入時期を平成31年10月1日に延期されています。

あとは、法人村民税課税の是正ということで、税率の引き上げの実施期間を延期するというもので、平成31年11月1日以後に開始する事業年度から適用ということになります。

施行日は公布の日から施行し、いずれも原則として公布の日から施行となります。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 4ページをお開きください。今課長が、説明していただきましたけれども、この（2）のア、軽自動車、その下のほうにaで乗用のものというふうになってはいますが、自家用車の場合と営業車の場合の金額が書かれていますけれども、これも29年度1年特例ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 今質問された乗用とは、貨物の、その4ページの件ですが、これは28年度に上げている議案を今改正ということで、この部分についてはそのまま変わりなく定めていくということであります。以上です。

○議長（藤田修一君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第16、議案第8号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例

案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第8号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案。

提案理由といたしましては、消費税率引き上げが平成31年10月まで再延期されたため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例。

第3条第2項中「平成28年度」を「平成29年度」に改めるものでございます。

この内容といたしましては、所得の少ない第1号被保険者については平成27年度から28年度まで軽減賦課することとしていましたが、これを27年度から29年度まで1年間延長するというものでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第17、議案第9号蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 議案第9号、蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案。

蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、道路法及び道路法施行令の改正に伴い、蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次のページをお開きください。

蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例。

蓬田村道路占用料等徴収条例（平成11年蓬田村条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表は4ページまであります。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

1ページの別表の占用料についてであります。改正する前は、第1種電柱310円、第2種電柱480円、第3種電柱650円などとなっております。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第10号 蓬田村防災会議条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第18、議案第10号蓬田村防災会議条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第10号、蓬田村防災会議条例の一部を改正する条例案。

蓬田村防災会議条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、災害対策基本法が改正されたことに伴い、蓬田村地域防災計画の策定に多様な主体の意見を反映できるよう、蓬田村防災会議の委員を改正するため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。3行目であります。

第3条第4項中「使命」を「指名」に改め、第5条第5項の次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者。

第3条第6項中「18名」を「20名」に改めるということであります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第16、議案第8号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第8号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案。

提案理由といたしましては、消費税率引き上げが平成31年10月まで再延期されたため、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例。

第3条第2項中「平成28年度」を「平成29年度」に改めるものでございます。

この内容といたしましては、所得の少ない第1号被保険者については平成27年度から28年度まで軽減賦課することとしていましたが、これを27年度から29年度まで1年間延長するというものでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（藤田修一君） 日程第19、議案第11号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第11号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について。

提案理由といたしまして、構成団体である八戸市階上町田代小学校中学校が平成29年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する関係地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

次のページをお開きいただきます。

青森県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1並びに別表第2第8号の項及び第9号の項中「、八戸市階上町田代小学校中学校組合」を削る。

平成29年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第12号 青森地域広域事務組合同規約の変更について

○議長（藤田修一君） 日程第20、議案第12号青森地域広域事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第12号、青森県地域広域事務組合同規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、青森地域広域事務組合同規約を次のように変更するものとする。

提案理由といたしまして、青森地域広域事務組合の共同処理する事務の変更について協議するため、提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

青森地域広域事務組合同規約の一部を次のように変更する。

一番最後の現行、改正案のほう、一番最後のページです。3ページ目、お開きいただ

きます。

現行でありますと、(8)の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定による産業廃棄物の処理に関する事務、これは蓬田村、旧蟹田地区、旧蟹田、旧平館でやっておりました最終処分場が閉鎖になるというようなことから、改正後にその部分を削除するというふうなことであります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第13号 第3次蓬田村総合計画策定の件

○議長（藤田修一君） 日程第21、議案第13号第3次蓬田村総合計画策定の件を議題いたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第13号、第3次蓬田村総合計画策定の件。

第3次蓬田村総合計画を別紙のとおり策定したいので、議会の議決を求める。

提案理由といたしまして、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第3次蓬田村総合計画基本計画（後期）の策定について提案するものであります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 90ページをお願いします。

5番目の畜産農業による資源循環という項目の中で、真ん中辺でありますけれども、

酪農に取り組む農家は1戸であり、ホルスタイン20頭が飼養されています。また、村内には養鶏業者が2業者あります。とあるわけですね。多分坂本養鶏と蓬田養鶏のことだと思いますけれども、阿弥陀川にももう1軒、養鶏をしている方がいるわけで、これをわざと外しているのかどうか。その辺のところを答弁お願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今現在、養鶏業者は2業者ということで、もう1社も1業者あるのではないかということではありますが、法人登録されていないというふうなことから、この中に業者として入れていない。現在ある坂本養鶏さんと工藤養鶏さん、坂本養鶏と蓬田養鶏、この2社ということで一応載せているようなことでもあります。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第17号 平成29年度蓬田村一般会計予算案

日程第23 議案第18号 平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第24 議案第19号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第25 議案第20号 平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
日程第26 議案第21号 平成29年度蓬田村介護保険事業特別会計予算案
日程第27 議案第22号 平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
日程第28 議案第23号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長（藤田修一君） 日程第22、議案第17号平成29年度蓬田村一般会計予算案から日程第28、議案第23号平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの7案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

この7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第23号までの平成29年度各会計予算7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において予算特別委員会を開会されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時53分 散会

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員